

# 荒木「社会法」理論の展開と到達点 ——労働条件法理から生活保障法理へ——

柳澤 旭

## I 序

### 基点

II 展開—労働条件法理から生活保障法理へ—

(一) 労災補償法理の展開と確立

(二) 社会保障法理論の展開と確立

III 社会保障法と労働法—社会法における関連態様と独自性

(一) 視点

(二) 生存権の実現態様と労働関係

(三) 社会保障法の法主体

(四) 労働関係における交錯

IV 到達点

(一) 理論の集大成

(二) 「社会保障法読本」の意義

結び

## 序

(一) 社会法としての労働法と社会保障法は、戦前の立法と学説理論を継承しつつ、生存権、労働基本権保障を規定

法の基盤におき、戦後 60 年間にその制度と法理論が形成、展開されてきた。21 世紀のこんにち、社会変動にともない社会法の法制度と法理論は大きく変容しつつあるとき、あらためて「社会法の理論」とはなにか、その法理論としての性格、課題性を問うことの意義は少なくない。

生存権を基盤とする生活保障という「基本原理」が社会変動（社会環境と生活諸条件の変化）のなかでいかに機能し貫徹するか、その具体的方策はいかにあるべきかという課題性は、法制度形成の歴史的展開（立法の展開）とそこで提起されてきた法理論的諸問題（法の理論）の検討なくしては追究できない。このような「過去の経験とその評価をふまえてこそ、現状の厳正な批判と将来への展望が可能」となる。<sup>1)</sup>

(二) 戦後日本の社会保障法理論は、その理論に賛同する、あるいは批判するにせよ、荒木誠之博士（以下、「荒木」と呼称させていただく。）の社会保障法理論と対峙することなくしては形成されなかつたとみることができる。また、荒木の「社会保障法」の理論は、既存の「労働法」の理論との対比において、その独自の法理論が形成されたものであり、その意味では「社会法」の理論それ自体の展開でもあると言ってよい。

戦後社会保障法理論の開拓者の一人である荒木の法理論について、その法体系論や個別具体的な論点にわたって、これまでも様々な観点からの検討はなされてきた。しかし、こんにちにおいて、荒木の社会保障法、社会法理論とは、いかなるものかについて全体的に把握されたことはないように思われる。<sup>2)</sup> 戦後日本の社会保障法理論の形成、展開、理論の性格を把握する上で、荒木博士の理論をその理論展開に即して、できるかぎり全体的かつ客観的に把握することの意義は大きい。

本稿はこのような問題関心をもつて、荒木の理論展開に即して社会保障法、社会法の理論をフォローすることを目的とするものであり、日本の「社会法」（労働法と社会保障法）法理論史検討のための一視点からみた「荒木理論」

研究としての意味をもつものである。<sup>(3)</sup>

(三) 検討の方法および順序として、荒木の理論展開に即して、その基軸を「労働関係から社会保障法へ」、あるいは「労働条件法理から生活保障法理へ」という視点におく。このことの意味は本稿で明らかにするが、この視点は荒木の研究方法の視点でもあり、荒木「社会法」論の歴史的・論理的展開方法とみることができるからである。

本稿での叙述は、Ⅰ荒木理論の基点、Ⅱ展開—労働補償法と社会保障法、Ⅲ社会保障法と労働法、Ⅳ荒木理論の到達点、という順序で検討する。

荒木博士の主要な論文は、以下の著作に収録されているので、初出論文のタイトル、公刊年を明記するが、本稿では原則として収録されている著書から引用する。

- ① 「社会保障法」 1970年 ミネルヴァ書房
- ② 「労働条件法理の形成」 1981年 有斐閣（以下、「労働条件法理」として引用する。以下の各著書についても略した「」のタイトルで引用することがある。）
- ③ 「労災補償法の研究」 1981年 総合労働研究所（「労災補償法」）
- ④ 「社会保障の法的構造」 1983年 有斐閣（「法的構造」）
- ⑤ 「社会保障法読本（初版）」 1983年 有斐閣（「読本（初版）」）
- ⑥ 「生活保障法理の展開」 1999年 法律文化社（「生活保障法理」）
- ⑦ 「社会保障法読本（3版）」 2002年 有斐閣（「読本（3版）」）

\*本稿は、〈荒木理論の再検討〉をテーマとした共同研究の一環である。良永彌太郎氏（熊本大学）は「労災補償法」、石橋敏郎氏（熊本

県立大学) は「生活障害保障法理」、山田晋氏(明治学院大学) は「荒木誠之博士の全著作」の検討・著作目録の作成及び「援護法・原爆医療法」、柳澤(山口大学) は「労働法と社会保障法」を、それぞれメイン・テーマにして分担して検討している。荒木博士の著作の全てにわたる年代別、分野別目録が山田晋氏によって編集・作成されている。「荒木誠之教授 主要業績目録・年譜」(2006年10月)。

\*本稿は、荒木「社会法」論について、筆者が検討した3部構成からなる独立した論考の2編目にあたるものである。

①「荒木「社会法」論の基点と展開―労働関係から社会保障法へ―」山口経済学雑誌55巻5号(2007年3月)

②「荒木「社会法」論の展開と到達点―労働条件法理から生活保障法理へ―」広島法学31巻2号(本号、2007年7月)

③「荒木「社会法」論の法的構造と特質―社会保障法から労働関係へ―」山口経済学雑誌56巻2号(2007年8月)。①で荒木理論の出发点(基点)における問題意識、研究方法と展開の方向性について、②で荒木理論の展開過程とその理論的到達点について、③で荒木理論の全体的な構造とその独自性、特質について検討した。

註

(1) 荒木「生活保障法理の研究」(1999年、法律文化社)はしき。

(2) 荒木・社会保障法理論について、荒木博士を囲んでの座談会および個別論文において、荒木理論と社会保障法学への検討がなされている。「特集」社会保障法学の軌跡と展望」民商法雑誌127巻4・5号(2003年)。おそらくこれが荒木理論の全体的検討としての先駆であろう。

(3) 本稿は、荒木理論とその時代の立法と学説の理論状況、荒木理論に対する批判と対応、今日における理論的意義等、本来の理論史的検討には及んでいない。これは荒木理論をまず全体的、客観的にとらえることを踏まえて行うべき次の課題である。

## I 基点

(一) 基点論文―「労働保護法の展開と特質」(1959年)

荒木にとって、その後の理論展開の「基点」となる論稿は何に求めることができるであろうか。ここで基点とは、

その後の理論展開の出発点となる、法理展開の基底に存在し、変わることのない問題意識、強固な思考と論理に基づいて、その後の研究・論理展開の方向性を明確に打ち出している論文という意味である。この意味で荒木理論における基点と言うべき論文は、「労働保護法の展開と特質―労働法原理の形成を中心として―」（1959年）である。初出は、菊池勇夫編『社会法綜説（上巻）』（九州大学・社会法講座30周年記念論集 有斐閣、1959年）である。本論文は、「労働条件法理」（第2章10―31頁）に収録されている（以下、「基点論文」とする）。基点論文の内容とその後理論展開にとつての意義について、既に別稿で検討したので、本稿では基点であることの意味を確認することにとどめる。

## （二）問題意識と方法

基点論文における荒木の「問題意識」は、戦前日本における労働立法の展開と学説理論との関係を歴史的・実証的に考察し、立法と学説が日本社会の現実、日本の労使関係の特質に規定されつつも、理論として承継、発展させるべきものはなにか、これを理論的に析出・分析して、自らの今後の理論展開の基盤を築くことにあつた。

日本の立法と学説理論との関係を社会的現実<sup>1</sup>に照らして考察し、現実の労働立法、労働法理の限界性と発展可能性を明確に認識し提示することである。労働保護法の原理的特質は、私法契約法理との対立、団結権承認立法の制定を前提にして、「統一的労働法理論」が形成される。その一環として「労働保護の法理」が説かれることは、「労働法の一般原則」としては論理的には妥当し、法理論的命題としては成り立つ。

しかし現実の立法は、理論的に認識された法の一般原則に基づいて立法化されるのではない。社会の現実的必要性に応じて、政治的・経済的諸条件に規定され、当該社会の一般的法意識によって制定、運営される（「労働条件法理」

かかる問題意識に基づいて、労働・社会立法の展開と法理論、法の本質・原理論の構築という方法、「立法展開の考察と法理論の検討」という二つの研究が相俟って法理論たり得るという「方法論」が、この基点論文において明確に提示されている。

(三) 基点論文の意義と労働関係のもつ意味

荒木が労災補償を研究する契機は、制定・公布されたばかりの労働基準法(1947年)を九州大学「社会法研究会」で研究する中で、第8章「災害補償」を担当することにはじまる。<sup>3)</sup> 災害補償の研究に関しては、「基点論文」で検討した菊池理論が存在しており、ここでは公法、私法の二元論ではとらえきれない「社会的特色」を「生存権の思想」でとらえる展開が打ち出されていた。

荒木はこれを承継、展開すべき理論として位置づけて、自らの理論展開の基礎とし、戦後、新たな立法が制定されていくなかで労災補償法と社会保障法の研究へと向かう。荒木社会法論の展開の向かうべき方向と研究方法を鮮明に打ち立したところに、「基点論文」の意義がある。

さらに、「基点論文」における労働保護法と労働契約、労働条件の検討は、就業規則や失業立法等の法的把握を通して労働法それ自体の研究へと展開する。「労働条件」法理についての研究であり、その後「労働条件法理の形成」(1981年)として集大成がなされる。荒木の労働条件法理の研究にとっても「基点論文」は、その基礎を据える上で重要な意義をもっているのである。

「基点論文」の意義を確認する上で、そこで用いられる「労働関係」という基本的概念の意味は、荒木理論にとつ

て労働条件、労働契約と関連させてきわめて重要なものである。労働関係という用語は、まず、現実・実態の認識(事実認識)を表すとともに、法理論展開の基礎概念として法理構成の道具概念として用いられている。

労働関係のもつ意味は、①雇用労働における労働関係の「実態・事実の認識」、②法理論構成の基礎としての「道具概念」、③法理論構成の内容としての「法概念」、という三つのレベルで用いられているとみることが出来る。労働関係という概念は、荒木「社会法」論にとつて「礎石」として意味をもつ。<sup>4)</sup>

荒木の「社会法」理論形成において、「基点論文」は、その後における労災補償法、社会保障法、労働条件法理の研究を行う法理論展開の基礎 $\parallel$ 基点として重要な意義をもつものとなっているのである。

註

(1) 柳澤旭「荒木「社会法」理論の基点と展開—労働関係から社会保障法へ—」山口経済学雑誌55巻5号(2007年3月) 149頁以下。

(2) 研究方法として、「立法の歴史的展開」の検討と、それを踏まえての「法理論の構築」という両者の研究が表裏となって法理論化される。「労災補償の研究—法理と制度の展開—」にみるように、法制度・立法の展開、比較法研究、法理論構成とが一体となっている。このような研究方法は、菊池勇夫博士の研究方法を受け継ぐものである。立法のもつ「社会経済的機能」析出し、「比較法」研究を行い、「社会法的特色」を明らかにするという方法である(菊池「労働者災害補償の本質」1935年、「労働法の主要問題」1945年、有斐閣、所収)。

(3) 労基法8章の担当が労災補償研究の一つであったことについて、前掲・「〈特集〉社会保障法学の軌跡と展開」491頁(荒木発言)。

(4) 柳澤・前掲論文189頁。

## Ⅱ 展開—労働条件法理から生活保障法理へ—

### (一) 労災補償法理論の展開と確立

#### 1. 労災補償法と社会保障法の二方向への展開

「基點論文」において、「戦前の立法と学説の意義」を検討した荒木は、戦前の菊池理論（団体的扶養、社会法的性質）を批判的に承継しつつ、戦後の労働災害補償の法理的検討へと向かう。荒木の労災補償法の研究は、同時期に並行して社会保障の法理的検討へと向かうことになる。

労災補償法理の検討は、荒木にあつては、①労災補償それ自体の法的性格、②生活保障体系としての社会保障法理論それ自体の検討という二つの方向へ展開する起点でもあつた。「労働法と社会保障法を結ぶ環の中心」（「労災補償法の研究」はしがき）としての労災補償法理の究明ということの意味はここにある。

もっと正確には、労働法における③労働条件法理の研究へと展開する三つの方向への展開であるが、本稿の「労働法と社会保障法」という視点から、「労働条件法理」研究については必要なざりで触れるにとどめたい。

戦前の菊池理論を批判的に継承しつつ、労災補償の本質を「生活保障」（国民各層の生存権保障に基礎をおく生活保障論）に求める荒木の労災補償法理論研究は、ほぼ同時期に書かれた「基點」論文である「労働保護法の展開と特質」（1959年）（『労働条件法理』所収）、「災害補償法理論の展開」（季刊労働法27号、1958年）を出発点として展開され、「労災補償法の研究」（1981年）をもって集大成される。<sup>1)</sup>



## 2. 労災保障の生活保障理論

実定法として生存権規定がなかった時代、戦前の菊池理論（労働者の生存権理念を基礎にして、その上にたつて労働保護立法としての災害扶助の法理を築いた理論）、戦後における生存権保障、労働基本権保障のもとにある労災補償の理論的展開をふまえて検討する。

労災補償の法的性質を理論的に把握する視点は、国民各層の生存権の保障を目的とする「国家自体の生活保障義務」に求めることができ、「生存権の保障」に基礎をおくべきである。この視点にたつて、荒木は労災補償の「生活保障」理論を精力的に理論化、展開することになる。

「労災補償の生活保障理論」（1962年）<sup>2</sup>において、荒木の生活保障論の骨格が提示され、「労災補償と社会保障」（1966年）（「労災補償法」所収139頁以下）において社会保障法との関係がより明確に論じられ、ここに、労災補償の生活保障論は、その理論の全体像を示すことになる。とくに後者の論文は、荒木の「社会保障法」理論の確立された時期（1965年）と重なることに注目しておきたい。<sup>3</sup>

さらに、これまでの荒木理論に対する理解されていないと思われる論点の説明や批判に應えるという意図をもって書かれたのが、「社会保障法体系における労災補償」（1980年）<sup>4</sup>である。本論文は、荒木の労災補償法理論に対する批判に應えるとともに、自らの到達点を自ら確認するという性格をもつ論考と位置づけることができる。本論文は、翌年出版された『労災補償法の研究』（1981年）の最終章（8章2節）として収録され、本書をもって、荒木の労災補償法理（生活保障法理論）は集大成、完成することになる。

労災補償の法理的基礎を生存権におくとき、労災補償の理論的な検討課題は、その「労働法的特質」をどうとらえるか、またそれが、「法規の解釈や各種の補償の具体的適用にいかなる意義をもつか」を明らかにすることにある。

労働災害は「労働関係」に特有な現象であり、「労働関係の基盤」を持つ。したがって労働災害、労災補償の「労働関係的特質」を認識して、その法的性格を考察することが検討の基礎に置かれなければならない（「労災補償法」256頁）。「労働関係」に直結させてその法構造を理解すると、「労働条件保護法」としての性格をもつものとして把握され、使用者の「労働関係上の地位」と結びつき、法論理的にも「業務上」災害の範囲は限定される。

しかし労災補償が「社会保険」制度の形態をとることによって法の性格、機能は大きく変化することとなる。法的責任については、「直接補償から責任保険制度へ」と発展する。まず「労働関係の当事者が責任者」（直接補償制度）となり、さらに、責任の保険化によって次第に、「企業全体の連帯責任」の法意識が醸成され、「独特な社会保険としての労災保険」へと展開する。

社会保険としての労災補償の特質は、「労働契約関係」が直接に補償関係に結びつくのではなく、補償主体としての「国家」が前面に登場し、労働関係の当事者である「使用者」が背後にしりぞく。これが社会保険としての労災補償法の特質であり、労働法体系から相対的に分離させる契機となる（「同書」240頁）。社会保険方式をとることの意味は、労働者の補償受給権と使用者の拠出義務は別個のものとして分離される（「同書」242）ところにある。その帰結として例えば、業務上災害の範囲の拡大（通勤災害補償）、給付内容の拡充（本人と家族の生活保障、給付の年金化等）と法の性格と機能が変化する。

労災補償法の性格、機能の変化とは、「労働条件保護の限定された枠を突破して、労働生活の安定を目的とするにいたった」ことを意味する（同書229—230頁）。これは諸外国と同様に把握できるところであり労災補償の歴史的な立法展開に内在する発展傾向と法理である。これが、わが国労災補償の「労働条件保護的」性格から「生活保障的」性格へ（労働条件法理から生活保障法理へ）の変化である。その背景には、労働者の生存権・生活権の要求、

自主的団結による生活防衛の運動があつたのである。

### 3. 労災補償と社会保障

社会保障政策の展開によつて、労働災害は「生活保障の要保障事故」としてとらえられることになり、労災補償給付は社会保障の一部に位置づけられる。労災補償を社会保障法の一構成部分として把握することの法的意義は、「社会保障法の持つ原理と特質」が労災補償の内容に影響することを積極的に評価することであり、同時に社会保障法を構成する他の部分との共通性を理論的に承認することである。

労災補償の社会保障としての特質は、「被災労働者とその扶養家族の生活保障」を「目的」とし、そのように「機能」する点に認められる。実際にも労災保険法の改正の経緯をみると、その根底に労働災害の「被災者とその家族の生活維持」という観点が一貫している（同書255頁）。

労災補償を社会保障体系に位置づけることの法理的意義は、「補償に内在する生活保障の原理を積極的に評価し、憲法25条の生存権保障体系の一環として法理構成をおこなうところにある。

一つは、労働不能による生活費の保障、「所得保障給付」としての生活危険給付、第二は、労働不能状態を回復させるための給付（医療、リハビリ給付）である「生活障害保障給付」に位置づけられる。（同書244頁、259頁以下）。しかし、労災補償を社会保障法体系に位置づけることは、その「労働関係的特質と法理」が捨象されるのではなく、「労働関係の基盤」の上に生活保障の法体系に結合しているのである（同書266頁）。

荒木は社会保障法の体系と法理を構築するとともに、労災補償の社会保障法における位置づけ（労災補償の社会保障法における存在態様の認識）を明確にして、自己の労災補償の「生活保障理論」が、いわゆる「社会保障化論争」<sup>5</sup>

における使用者の集団責任論や社会保障解消論とも明確に異なる点を明らかにしている(同書254頁)。

#### 4. 展開とその到達点

荒木の労災補償の法的性格づけは、わが国戦前の立法と学説の展開をふまえて、戦後の立法の展開、とくに「労基法からの一人歩き」ともいわれる1960年以降の労災保険法の改正と補償内容自体の変化をふまえ、また諸外国の立法の変遷(比較法研究)とをふまえ、将来の方向性をも展望したものである。<sup>6)</sup>

公法と私法とに峻別することでは全体像をとらえきれない労災補償の法的性格と法理論を、社会法のなかに位置づけたこと。社会法として、すなわち「労働法と社会保障法」との独自性と関連態様を常に考察の基礎に置きつつ、「労働条件保護」(労働条件法理)から「生活保障法理」へと、立法と制度の歴史的展開の中で明確に理論化したことにある。この研究過程は、「基點論文」(1959年)において、戦前の災害扶助立法と学説の発展可能性を確認し、戦後の立法変遷の中に新に理論展開させるといふ課題の追及であり、「労災補償法の研究」(1981年)は、その理論的到達点であった。

また、労災補償の生活保障法理としての研究は、荒木・労災補償法理論の確立過程であると同時に、生活保障法理の独自の展開としての「社会保障法」を体系・理論化する過程でもあった。生活保障法理、社会保障法としての位置づけは、「労働条件法理から生活保障法へ」、「労働法から社会保障法へ」という立法展開の方向性とその理論的把握の帰結であった。

荒木の「社会法」研究の視点、方法が一貫して、「労働関係」を理論の「礎石」にして「労働法と社会保障法」という両法にまたがる複眼的視角(社会法の視点)に置かれていることをここでも確認できるのである。

註

- (1) 荒木博士の労災補償法理の展開と到達点について、全体像の詳細な検討は、共同研究において良永氏の検討がなされるので、本稿では概要にとどめる。
- (2) 季刊労働法27号（1958年）2頁以下。
- (3) 社会保障の法体系理論が全体的に提示されたのは、荒木「社会保障の法的構造（一）（二）」熊本法学5、6号（1965年）、1966年、「法的構造」所収）においてである。
- (4) 本論文は「労災補償法」251頁以下、「生活保障法理」85頁以下に所収。
- (5) 労災補償の「社会保障化論争」について、西村健一郎、高藤昭「労災補償の社会化」、恒藤編「論争・労働法」（社会思想社、1978年）頁以下、柳澤旭「労災補償法における労基法の意義」学友会誌社会保障法6号（1991年）49頁以下。
- (6) 「労災保険法の機能変化と展望」季刊労働法115号133頁以下、1980年。「労災保険法の過去・現在・将来」と解題して「労働条件法理」179頁以下に所収。

## (二) 社会保障法理論の展開と確立

### 1. 法的考察の視点

すでにみたように、荒木にとって「労災補償」の研究は、「労働法と社会保障法を結ぶ環の中心」（「労災補償」はしがき）として常に意識され検討されてきたのである。

荒木は、労災補償の「生活保障」法理を理論化するとともに、一方で「労働関係」、「労働条件」法理を理論的基盤としない「生存権」保障の具体化・実現を目指す法として、「生活保障」法理論について独自の展開・構築を模索する。社会保障法の法体系化・理論化への「パイオニアとしての苦闘」である。

荒木は検討の視点として、社会保障の「法学的考察」に際して、これまでの制度論的に把握する方法、すなわち、

歴史的・沿革的制度区分を前提にする法理構成のあり方は、法理論としての統一的な把握にとつてさほど意味をもたない、として法的考察の方法的な前提を新たに設定する。新たな視点とは、「生活保障」を必要とする「要保障事故」(社会保障給付を必要とする事由・原因、ニーズ)の「社会的構造」とこれに対応する「社会的給付」の性質・内容・構造を分析することによって、法理論を構築することにある。

ここでも「基点論文」から一貫している考察、研究手法がとられている。労災補償法理の研究にみたように、「労働関係」を基盤とする社会的構造から、これを基盤にしつつも、「生活保障」のありかた、それ自体の法的考察へと転回させる理論展開である。すなわち立法の「社会経済的機能」の分析を基礎に据える方法である。

かかる新たな視点によって、荒木は、これまででない独自の社会保障の法理論と法体系を構築、確立する。「社会保障の法的構造―その法体系試論―(一)(二完)」(熊本法学5号、6号 1965年、1966年、「法的構造」所収、1章)による荒木・社会保障法理論の構築、提示である。

## 2. 荒木・社会保障の法体系論

社会保障法は「国民の生存権を確保するための社会的・公的生活保障給付の関係を規律する法である」と定義され、現実の立法を給付内容によって整理する(『法的構造』336―337頁)。

社会的事故と社会的給付に対する権利・義務の法体系としての社会保障法は、大きく(A)「所得保障給付法」と(B)「生活障害保障給付」との二つの領域から成り立つ。

(A)所得保障給付の法は、さらに①「生活危険給付法」、②「生活不能給付法」との二つの性格の異なる領域から成り立つ。(B)生活障害保障給付法は、理論的に統一された、一つの領域で所得保障法と並ぶ体系である。

①「生活危険給付法」の領域における「要保障事故」は、「所得」の停止を生じさせる全ての事故であり、これに對して、「生活保障」の観点から「必要な給付」を行うものである。

②「生活不能給付法」は、「最低生活水準以下の生活状況にある者」に對して、「最低生活を可能ならしめるための給付」を行う法である。①、②の両法とも、(A)「所得保障」給付という目的においては同じであるが、要保障事故と給付の性格において區別される。

すなわち、「生活不能給付」は生活危険事故と異なり、「要保障性」(need ニーズ)の点で「緊急性、絶対的必要性」をもっており、「生活不能が認められるかぎり、迅速かつ無条件で、最低限度の生活保障を行う」ところに差異がある。立法政策の観点からいえば、「生活不能給付法」は、「生活危険給付法」を補充するものとして位置づけられる。「社会保障法」57—58頁)。

(B)「生活障害保障給付法」は、「労働能力 $\parallel$ 稼得能力をそこなう状態に對して、その能力を回復させることを目的とした非金銭的給付の法」である。給付の中心となるのは、傷病にたいする「医療」と「リハビリテーション」である(「法的構造」38頁以下、「社会保障法」59、231頁)。労働能力・稼得能力を問題にできない障害をもった人については、「活動能力」の回復維持が目的となる。

このような荒木・法体系理論について、例えば「法主体」についての論争にみるように、様々な理論レベルで批判、異論が提起された。しかし、その基本的な捉え方については支持されてきたと言つてよい。それは、荒木の法体系理論は、理論体系として最もシンプルで、それ以上、細分化できない骨格から構成されており、社会保障の法について、一般理論(総論)と具体的問題(各論)の双方を矛盾なく整合性を以つて説明・理論化できることに求めることができる。真に法体系理論の理論たる意義は、このところに求めるしかないのではなからうか。

### Ⅲ 社会保障法と労働法

#### (一) 二つの法領域を比較する意味

社会保障の法理論体系が確立されるに至って、これまでの「労働法と社会保障法」というアプローチは、新たなアプローチ、すなわち「社会保障法と労働法」という視角で検討されることとなる。荒木は自ら確立した社会保障法の法理論に照らして、労働法に対する社会保障法の独自性を明らかにする。かかる新たなアプローチで二つの法理論を検討したのは、荒木論文が始めて試みたものである。<sup>1)</sup>

社会法としての二つの法領域を比較検討することの意味は、何よりも社会保障法の独自性を明確にすることにある。二つの法体系の独自性を法理論として明確にし、生存権の保障という「共通の目的」に対して、どのような「協同補完関係」にあるかを具体的に理論化することにある。荒木はこのような課題を設定して、①生存権の実現態様における異同、②法主体・人間像の差異、③労働関係における交錯、という三つの問題を法理的に解明する。

#### (二) 生存権の実現態様と労働関係

(1) 労働法と社会保障法は、ともに生存権の理念と原理を基礎におき、生存権の現実化を目的とすることにおいて共通性をもつ。しかし生存権の現実化をいかなる「法的手段」によって達成しようとするか、という点について差異がある。

労働法は、生存権の法理念が「無媒介的に貫徹することを予定するものではなく」して、「労働関係」を対象とし



て、「労働契約」内容に対する立法的規制と団結を手段として生存権を実現をはかろうとする。

社会保障法は、その形成過程に即してみると、「市民法や労働法が直接に対象としなかつた生活領域」、「事実関係とされてきた生活領域」を自己の対象として形成されてきた。従つて、生存権の確保は「既存の法原理や法関係を媒介とせずに、独自の法構造を通して表現される」ことになる。この法領域においては、生存権の法理念が、いわば「無媒介的・直接的」に貫徹されることを特質とする。

両法の生存権に対するあり方は、有機的かつ相互に補完的機能を有する。「労働法」による生存権理念の労働関係での実現の程度は、生活主体（労働者）の社会保障法上の生活保障のニードと給付水準を左右する。また「社会保障法」による生活保障の拡充は、労働法がその固有の領域に復帰する機能を果すことになる。「労働運動」の面での結合の基礎は、両法が有機的・相互補完関係にあることに求められるのである（『法的構造』76頁）。

### (三) 社会保障法の法主体

労働法は、従属労働関係にある労働者、すなわち労働契約当事者としての「労働者」を対象とする。これに対し、社会保障法が対象とするのは、「生活主体」あるいは「生活を営む人間」である。生活主体というこの「一見まとまらない法主体の拡散性」こそ社会保障法の本質でもある。社会保障法における法主体は、市民法の抽象的な「法人格」、「人」と相通じるところがあり、「社会保障法においては再び抽象化されもしくは普遍的な権利主体が登場してきた」ともいえよう。しかしながら、「社会保障法の法主体が単純に市民法の主体概念に回帰することはありえず、そこには社会法の形成してきた社会法的事実を直視した法的人間像を含んだ上で、その延長上に普遍化が展開しているとみななければならない」（『法的構造』76頁、89頁）。

社会保障法の法主体を「生活主体」としてとらえる荒木の理論に対して、当時、多くの批判がなされ、法主体について論争が展開されることとなる。批判の主な論点は「生活主体」というとらえかたは、社会保障の権利主体の社会的地位、階級的的地位を不明確なものにするということにあった。

これに対し荒木は、社会保障法の展開によって職業に関係なく、社会構成員全ての生活危険をカバーしている現実の立法、実定法に照らししても、普遍的・包括的権利主体として「生活主体」、「生活人」としてとらえることが社会保障法理論の基礎に置かれるべきことを論証する（『法的構造』87頁以下）。

荒木の法主体論は、社会保障の法体系を位置づける核といえるものであり、いささかも変化するものではない。社会保険における「被保険者としての労働者」を社会保障法に位置づけるとき、「生活主体」という把握のもつ法理的意義が問われることになる。社会保障法の法主体について検討する意義は、現在においても、なお検討課題である。<sup>(3)</sup>

#### (四) 労働関係における交錯

労働法と社会保障法の「限界領域」にあるのが、「労働者を対象とする社会保険立法（生活危険給付法）である。限界領域とは、実質的に両法が交錯していることを意味する。そこにおいては、労働条件保護の一形態としての「労働者の生活危険」は、「社会構成員一般の生活危険」と共通の基盤においてとらえられることになる。この交錯領域にあるのが「労災補償」と「失業」立法である。

労災補償の研究は、すでにみたように「社会保障法体系における労災補償」（1980年、『労災補償法』所収）として完結する。

また失業立法の研究は、戦前の失業立法の研究、雇用保障の法理的問題の検討を通して、労働法と社会保障法から

のアプローチの意義と課題を提起する。労働関係における「解雇規制」の問題と「失業給付」の社会保障法としての性格をいかにとらえるか、この問題についての法理論的な検討課題である。

労働者にとって生存権に対する両法の間連態様は、「両法が相互補完的機能」を果すものである。労働法における生存権の実現は、社会保障法の必要性と間連をもち、「社会保障法による生活保障の拡充は、労働法がその固有の領域に復帰することを促進する」という意味において、両法は相互補完的な間連を有する(「法的構造」99頁以下)。

註

(1) 「社会保障法と労働法」の二論文(1972年、1974年)は、著書「法的構造」に収録するときに「労働関係における労働法と保障法理―両法の特質と間連態様―」とタイトルを変更している。

(2) 1970年代の法的主体論争について、柳澤旭「労働法と社会保障法」大憲論叢17巻1号(1977年)16頁以下。

(3) 最近になって法理念に基づく法主体論や社会福祉法制をめぐる法主体論についての再検討がなされている。この点について、山田晋「福祉契約論についての社会的瞥見」明治学院論叢713号(2004年)67頁以下。

(4) 荒木「戦前における失業対策と失業立法―その形成と特質―」(1973年、「労働条件法理」所収)、同「雇用保障法の法的課題」有泉吉希記念「労働法の解釈理論」(1976年、有斐閣)503頁以下。ここでは失業給付を含む雇用保障の法理論は、労働法と社会保障法との両法からのアプローチ(社会的視点)によらずしては解明できないと課題が提起されている。

#### IV 到達点

##### (一) 荒木理論の集大成

荒木は、これまでの理論展開を「著書」として、1980年代初頭、ほぼ同時に理論的・体系的に集大成する。

労働関係に対する実証的・理論的洞察を理論展開の基盤として、①労働契約・労働条件についての研究（「労働条件法理の形成」1981年）、②労働関係を基盤にしつつも、労働条件法理では説明できない「生活保障法理」としての労災補償法の研究（「労災補償法の研究」1981年）、③労働法理とは独自の生活保障法体系としての社会保障法の体系・理論化（「社会保障の法的構造」1983年）、④社会法としての「労働法と社会保障」の独自性を前提とした間連態様と交錯領域についての法理論的検討である。

この「社会保障法と労働法」という視点に基づく両法の間連態様についての研究は、荒木「社会法」理論にあつては、常に根底におかれて理論展開がなされている。ここに、荒木「社会法」論の優れての特質があるといえる。

1980年代初頭に理論の集大成がなされるのであるが、このことは、既にみたように、荒木が「基点」論文（1959年）において、みずから検討すべき「主要な法理論的課題」として設定した諸問題について、1970年代後半において、理論的説明をほぼ達成し終えたことを意味する。そして、荒木のこれまでの社会法研究、とりわけ社会保障法研究の理論的成果の全てを傾注したとみることで「社会保障法読本」が1983年に出版される。

## (二) 「社会保障法読本」の意義

「社会保障法読本」は、「初版」（1983年）から「第3版」（2002年）までに、立法の変遷に即して20年間に6回の改定が行われているが、体系構成とそれにそつた構成は全く変わっていない。法制度改革、新たな立法の展開に伴い、「所得保障法」である年金について、基礎年金である国民年金をもとに説明されていること。「生活保障保障法」として、新たな「介護保険法」の説明がなされていることは当然である。

本書においても、立法の変遷・展開と基礎的法理論をふまえて社会保障法の全体像を説明するという方法は、「基

点」論文以来、変化することなく一貫している。ただし、教科書としての役割、性格という観点から、読者が理解しやすいように医療・年金などの具体的問題を論じた後に、法体系や権利論についての抽象的理論的問題を論じる工夫がなされている。

荒木理論において本書のもつ意味は、社会保障法の①基礎理論（原理論）と②現実の具体的法制（各論）とがもつ意味を、日常生活を生きる「ひと」（法主体Ⅱ権利主体Ⅱ生活人・社会構成員）に分かりやすいように、かつ理論的水準を維持しつつ、解き明かす（「読本（初版）」はしがき）内容の著作である。法の基礎理論と現実の法制を立体的に結合させた社会保障法の理論書ということが出来る。

その意味では、「テキスト」でもあり、「専門書」でもあるという内容と性格をもつものである。荒木の『社会保障法読本』は、自ら述べるように「研究書以上に苦心した著作」（『生活保障法理』はしがき）であり、荒木「社会法」理論の全てを注ぎ込んだ集大成であり、まさに法理論的な「完成品」とみることが出来る。

荒木は現実の社会保障立法の変化にあわせて、20年間にわたり「読本」の内容を新たにする。その改訂作業は、荒木の「社会法」理論体系の中に社会保障の法制度の変遷と改革を位置づけることでもあり、制度変化の中で自らの理論を検証、確認するという意義をもつ。

この意味で20年にわたる「読本」の改訂作業のプロセス、時間的経過は、荒木自身による現実の立法に対する、自らの理論の検証、確認という「理論的検証」としての意義と性格をもつてしているとみることが出来るのである。

## 結び

「基点論文」から半世紀、荒木の視点、研究方法は全くと言ってよいほど変化していない。真に驚くべきことである。戦前、戦後という時代の変化、こんにち 21 世紀社会は激変し、これからも「社会変動」に伴い当然、「社会法の変容」は続くことになる。

何故に荒木は、このような一貫した視点を貫くことができたのであろうか。それは「基点論文」においてなされた分析、課題の設定とその課題を理論的に説明するにあたり、時代と共に変容する「社会経済的基盤」についての洞察、認識を基礎に社会立法の展開と、そこで提起された諸問題の検討を通して法的原理（原理論を指定）を析出するといふ一貫した研究方法にある。

立法、法の機能、役割は社会変動とともに当然、変化する。しかし「社会法」の「基本原理そのものが問われているのではなく、新しい社会環境と生活諸条件のなかで、生活保障の法の基本原理をいかにして貫徹するか、その具体的方策はどうあるべきか、が問題なのである」。「過去の経験とその評価を、ふまえてこそ、現状の厳正な評価と将来への展望が可能となる」（『生活保障法理の展開』はしがき）。

「労働関係」についての洞察を「社会法」理論の展開の「礎石」として、常に労働法理と対比しながら、労災補償、社会保障法について独自の法理論を築いた荒木「社会法」理論は、「社会保障法と労働法」という視点で両法の独自性と関連性を法理的に明確にすることによって、社会法研究の到達点とみることができよう。

本稿は 1980 年代初頭において確立された荒木理論を、共同研究の一環として、筆者なりにトレースして素描し

たものである。

その後も荒木の社会法理論の研究は展開されていく。主として、1990年以降の荒木の研究業績をまとめた著作として、『生活保障法理の展開』（1999年）が刊行される。この著作は荒木の「半世紀にわたる研究生活」（はしがき）の総括であり、社会法理論の法原理的基礎と現代における、その内容の変化を解明しようとする著作としての意義を有する。荒木は、その到達点に立って自らの理論を検証した上で、「労働関係」の変動が「社会法理論」に対していかなる課題を提起するかを問い、今日における社会法理の展開と課題を提起する。

荒木は自らの理論をいかに検証し課題とみたのか。この点の検討を通して荒木「社会法」論の展開の軌跡と全体像が、より鮮明になる。21世紀を挟む1990年代以降、荒木「社会法」理論の展開はいかなるものか、これの検討は統稿において行うことにしたい。筆者にとつては、この作業を経た上で、日本の社会保障法理論と社会法理論について、法理論史的研究の展望がみえてくるように思われるのである。